

第 9 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第9回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年1月21日(火) 午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2

3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員14名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	<del>12 : 井上 勝秀</del>
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	

4 欠席委員 (農業委員0名) (農地利用最適化推進委員1名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第47号 転用制限外農地の届出に対する受理について  
議案第48号 非農地証明願に対する認可について  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)  
議案第50号 農用地利用集積計画に係る決定について(農地中間管理権)  
議案第51号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について  
(農地中間管理権)

## 議案第 52 号 小野市地域計画（案）に関する意見について

### 報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解除通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

### 【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。  
本年もどうか、よろしく願いいたします。  
昨日は大寒でしたが、昨日から本当に良い天気が続いておりまして、今日もあったかい日でございます。例年、大寒の時期は 1 年で一番寒い時期と言われているのですが、こんなにあったかい日が続いて、ありがたいなと思っております。  
さて、アメリカでは、トランプさんが 1 月 20 日付けで大統領に就任されました。日本時間では今日の早朝でしたが、全世界の人が期待と心配と、いろいろ複雑な思いで見守っていると思います。  
まず、期待されることとしては、ウクライナの戦争とかパレスチナの戦争について、トランプさんが解決してくれるだろうと期待しております。  
ところが、心配事もたくさんありますね。アメリカファーストと言っておりますから、自分の国だけ良かったら、ほかの国はいつでもよいという思いでおられるかもしれません。その辺の協調性について、トランプさんは見受けられませんね。  
トランプさんは、関税を強化すると言っておりますから、日本は資源を輸入して、そして加工して輸出するという経済で回っておりますけども、アメリカへ輸出するとなりますと、やっぱり関税がいくらかでも増えてきたら輸出はしにくくなる、そして経済もうまくいかなくなることが心配です。  
そして、防衛面に関してですが、今はかなりの部分でアメリカに助けられておりますけども、助ける代わりにもっと日本が負担するようになるかもしれませんし、自国で防衛力をつけて守るように言うてくるかもしれません。そういうことも心配ですし、そのほかにも心配事があるかもしれませんが、なにはともあれ、うまくいくことを願っております。  
本日第 9 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には

何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第4条、第5条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する認可、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただ今から第9回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。

12番：井上勝秀委員は、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号5番 稲田 保委員、6番 山田英俊委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第44号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第44号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの4件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第44号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黍田町○○○○ ○○ ○○、譲渡人 黍田町○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 黍田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、黍田町字○○○○○ 地目田 面積○○ 合計2筆 合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地については、黍田町のJR市場駅から60メートルの所に位置しており、譲受人の○○さんと譲渡人の○○さんは黍田町内で小作同士の仲間で、作業を一緒にされたり、種まきや乾燥などを共同でされている関係で、今回売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 河合中町○○ ○○ ○○、譲渡人 東京都品川区○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 河合

中町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇さんは、2年前に耕作できない土地を預かって、アキダワラという飼料米を耕作されております。

そして、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから申請地の西側にある農業用倉庫を買い取られまして、申請地の出入口がなくなるということで、申請地についても売買による所有権移転の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人：借人 大島町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、貸人 大島町〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 大島町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定であります。

借人の〇〇〇〇さんは、貸人の〇〇〇〇〇〇さんの甥の関係にあり、数年前から申請地を借人の〇〇〇〇さんが耕作されており、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは、4番について地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、4番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 河合中町○○○ ○○○○ ○○○○、譲渡人 昭和町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 昭和町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○○○ ○○○○さんは○○○○○国籍でありまして、河合中町に在住されて20年以上になるということで、代理人の○○さんよりお聞きしております。申請地ですが、農業用水が入らないということで、景観作物を栽培されておりました。譲受人の○○○ ○○○○さんは申請地に果樹を植える予定とのことですので。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長　4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長　以上、議案第44号 農地法第3条関係では、申請件数4件、うち許可件数4件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長　次に、議案第45号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の3ページをお願いします。

議案第45号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき  
意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第45号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条  
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら  
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地  
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：敷地町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 敷地町字○○○  
○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、露天駐車場へ  
の地目変更です。第3種農地となっております。

申請人の○○○○さんの息子さんの土地が道路を隔てて南側にありま  
して、息子さんの駐車場は息子さんの土地の南側にあり、他人の土地を通  
っていかないといけないようになっております。このようなことから、申  
請地に露天駐車場を整備するものであります。よろしくご審議のほどお願  
いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が宅地、南側が道路、北側  
が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書全て  
提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま

す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第45号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第46号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

#### 議案第46号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき  
意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第46号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 天神町○○○ ○○ ○○、譲渡人 大島町○○ ○

○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡  
自作地、摘要として、売買による所有権移転、露天駐車場を整備される  
予定です。第3種農地となっております。

今回の譲受人は、西側で○○○○○○○を経営されており、譲受人と譲  
渡人とで売買の話がまとまり、露天駐車場を整備しようとするものです。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が水路、西側が水路、南側が道路、北側が  
水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定  
いたします。

○議長 以上、議案第46号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達  
件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に、議案第47号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第47号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第47号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

届出人：久保木町○○ ○○ ○○、届出地：所在地 久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡の内○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫と進入路です。第1種農地であります。

参考資料の①が農業用倉庫、②が進入路となっております。今回現地確認をしたところ、②の進入路をつくるにあたって、町内の方から届出をしないといけないと話が出たそうです。それで申請をかけたところ、①の農業用倉庫が昭和47年に届出人の夫が建築しているようですので、①の農業用倉庫についても事後申請をされています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が田、南側が本人の田と宅地、北側が田と本人の田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

届出人：下大部町○○ ○○ ○○、届出地：所在地 下大部町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡の内○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫です。第1種農地であります。

2年前から娘夫婦が同居するようになり、農業用倉庫を整備することになったと聞いております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については受理することに決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については受理することに決定

いたします。

○議長　それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

届出人：高田町○○　○○　○○、届出地：所在地　高田町字○○○○  
○○　地目田　面積○○㎡の内○○㎡　自作地、摘要として、露天農作業  
場です。第3種農地であります。

○○さんは農業をされておりますが、農業用倉庫が自宅より700メー  
トルほど離れたところにあります。今回、自宅の前の田の一角に、農機具  
の作業場所を確保するものです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたしま  
す。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が宅地、南側が本人の田、  
北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思います。

○事務局　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提  
出されております。

○議長　3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については受理するこ  
とに決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については受理することに決定  
いたします。

○議長　以上、議案第47号　転用制限外農地の届出に対する受理についての審  
議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第48号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

#### 議案第48号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第48号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：三木市志染町○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地栗生町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和40年頃に宅地の一部になってしまったようです。

今回、相続された申請人が売買されるということで、調べたところ、田の一部が宅地の一部となっていることが判明したため、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が水路、南側が宅地、北側が水路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。  
参考資料の、21ページ、22ページをあわせてご覧ください。  
申請人：檜山町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 檜山町字○○○○  
○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成7年頃に山林の一部になってしまったようです。  
申請地の右側半分ぐらいが竹藪となっており、東側には育ヶ丘町から出てくる道路がありますが、申請地の竹藪などにより見通しが悪い状況でした。加東土木事務所からも見通しが悪いため、竹を伐採するように指導も入りました。そのようなことから、隣接地の雑種地と一緒に竹藪などを伐採することとなり、農地を除外したら土地を購入してもよい人が現れたため、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が山林と宅地、西側が宅地と道路、南側が道路、北側が道路と山林となっております。  
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第48号 非農地証明願に対する認可について、申請件数2件、うち認可件数2件により審議は終了しました。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第49号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

#### 議案第49号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

12ページをお願いします。

市長部局より、令和7年1月8日付けで、決定を求められています。

13ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権移転等総括表で、

(1) 所有権の移転を受ける者は、小田町〇〇 〇〇 〇〇さんとなっております。売買が1件、〇〇㎡であります。

14ページをお願いします。

(2) 所有権の移転をする者は、池田町〇〇 〇〇 〇〇さんであります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第49号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第49号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」に関する審議は終了いたしました。

○議長 ≪ここで、14時25分まで休憩いたします。≫

(農用地利用集積計画に係る決定について(農地中間管理権))

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第50号・51号・52号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長 次に、議案第50号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の15ページをお願いします。

#### 議案第50号

農用地利用集積計画に係る決定について(農地中間管理権)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

16ページをお願いします。

市長部局より、令和7年1月10日付けで、決定を求められています。

17ページから24ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第50号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画に係る決定について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

○産業創造課（以下、産業）

議案第50号は、農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の決定を貴委員会に求める内容となっております。

本議案は、農地中間管理機構である「ひょうご農林機構」を通じて、地域の担い手農業者へ農地の集積を行おうとするものとなっております。

今回は、下来住町内の農地における賃貸借権の設定1件、そして、喜多町及び高田町内の農地における使用貸借権の設定1件となっております。

まずは、下来住町内の農地における賃貸借権の設定ですが、筆数6筆の田、面積にして合計10,203㎡のほ場整備農地を「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、認定農業経営体である農事組合法人〇〇〇〇〇〇（経営44ha）に貸し付けるものです。貸付期間は本年4月より10年間となり、賃料は10a当たり3,000円となっております。いずれの農地も今回の利用権設定は新規となります。

対象農地ですが、別添農地位置図をご覧ください。太い黒線で囲った部分が、今回貸し付けられる農地となります。

次に、喜多町及び高田町内の農地における使用貸借権の設定ですが、筆数5筆の田、面積にして合計14,070㎡のほ場整備農地を「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、高田町を拠点に営農を展開する認定農業者 〇〇〇〇氏（経営10ha）へ貸し付けるものです。貸付期間は本年4月より10年間となります。

対象農地ですが、別添農地位置図をご覧ください。黒い太線で囲った部分が、今回、貸し付けられる農地となります。

以上で、議案第50号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第50号「農用地利用集積計画に係る決定について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）)

○議長　次に、議案第51号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　議案書の25ページをお願いします。

#### 議案第51号

農用地利用集積等促進計画に係る決定について（農地中間管理権）

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長　中尾 正美

26ページをお願いします。

市長部局より、令和7年1月10日付けで、意見を求められています。

27ページから28ページが、「農用地利用集積等促進計画書」となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長　議案第51号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業　議案第51号は、農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、その内容について、貴委員会の意見を求めるものであります。

本議案の計画ですが、すでに「ひょうご農林機構」を通じて、地域農業者に貸し付けられたものの、借り手から解約されたため、今回、別の地域農業者に農地利用権の設定を行おうとするものであります。

今回は、西脇町内の農地における使用貸借権の設定1件となっております。農地中間管理権の再設定により、筆数3筆の田、面積にして合計4,276㎡のほ場整備農地を、西脇町を拠点に営農を展開する認定農業者の○○○

○氏（経営5ha）へ使用貸借により貸し付けるものです。貸付期間は本年4月より10年間となります。

対象農地ですが、別添農地位置図をご覧ください。黒い太線で囲った部分が、今回、貸し付けられる農地となります。

以上で、議案第51号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第51号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

（小野市地域計画（案）に関する意見について）

○議長 次に、議案第52号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の29ページをお願いします。

#### 議案第52号

小野市地域計画（案）に関する意見について  
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和7年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

30ページをお願いします。

市長部局より、令和7年1月9日付けで、意見を求められています。  
意見聴取を求められる地域計画（案）は、13件となっております。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第52号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第52号の提案につきまして、説明させていただきます。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」の案に対し、貴農業委員会様の意見を求めるものであります。

本市では、現在、市内68の農業集落において、それぞれ、この計画を策定しているところであり、前月末時点で新たに計画案の策定が完了した計13の集落の「地域計画」案について、皆様からのご意見を踏まえ、市の計画として決定する予定であります。

地域計画案の提案説明資料としましては、事前に配布いたしました「小野市地域計画案の一覧表（概要説明書） 令和7年1月意見聴取分」、「地域計画（案）計画本文」、そして10年後の農地利用プランを図示した「目標地図」、以上3点となります。

計画案の数が多いため、全ての計画案の概要をまとめた「小野市地域計画案の一覧表（概要説明書） 令和7年1月意見聴取分」により1件ずつ説明を行い、その都度、別添の計画本文と目標地図を見比べたいと思います。なお、本計画の対象農地は、農振農用地を対象に作成しております。

1件目、久茂町ですが、

対象農地は7.3ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

2件目、下大部町ですが、

対象農地は25ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組合へ9割集約」としてしております。長期的な集積目標は87%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、準備中ですが、下大部町営農組合を位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

3件目、粟生町ですが、

対象農地は109.6ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集約」としてしております。長期的な集積目標は50%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇（〇）、〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

4件目、来住町・下来住町ですが、

対象農地は57.8ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組合

へ9割集約」としております。長期的な集積目標は91%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、きすみの営農を位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

5件目、西脇町ですが、

対象農地は30ヘクタール、農地利用の基本方針は「担い手7名へ7割集約」としてしております。長期的な集積目標は70%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇(〇)、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

6件目、山田町ですが、

対象農地は49.2ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組合へ6割集約」としてしております。長期的な集積目標は60%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(農事)山田の里、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

7件目、池尻町ですが、

対象農地は22.1ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集積」としてしております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

8件目、鹿野町ですが、

対象農地は27.2ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としてしております。長期的な集積目標は42%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

9件目、古川町ですが、

対象農地は43.8ヘクタール、農地利用の基本方針は「集落営農組織へ9割集約」としてしております。長期的な集積目標は95%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(農事)古川町営農組合、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

10件目、中谷町(買野・屋口・豊地)ですが、

対象農地は40ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集約」としてしております。長期的な集積目標は35%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、買野耕作グループほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

11件目、曾根町ですが、

対象農地は29.1ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」と

しております。長期的な集積目標は40%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

12件目、小田下町ですが、

対象農地は26ヘクタール、農地利用の基本方針は「一部集約」としております。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(株)〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

13件目、福住町(上・下)ですが、

対象農地は32ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」としております。長期的な集積目標は40%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、(株)〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんほかを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

以上が計画案となります。

今後の事務手続きとしましては、農業委員会様のご意見を踏まえまして、2週間の縦覧広告の上、問題が無ければ、正式に市の地域計画として決定いたします。

計画の策定後は、本計画の実現に向けて必要な農業施策事業へ取り組むこととなり、必要に応じて随時、本計画を見直していくこととなります。

また、今回議案にあがっていない農業集落の地域計画案について、現在作成中でありまして、来月の農業委員会にて、意見聴取を行う予定となっております。

以上で、議案第52号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番稲田委員

1番から13番まで説明していただきましたが、農地利用基本方針などで、営農組合などに利用集積するとありますが、例えば集約するところについては、7割を集約しますとか、長期的な集積目標を計画しておりますが、現状維持するところについては、例えば1番の久茂町については、対象農地7.3haで農地利用基本方針が「現状維持」で、長期的な集積目標を30パーセント集積しますということは、10年間の間に基本方針の現状維持のままで、2、3人の認定農業者が集積面積を増やしていったら、全体の3割ぐらいを集約するという見方で良いのですか。

○産業 今ご質問のありましたとおりでありまして、例えば、久茂町ですと、実

際目標を3割と掲げれば、本来、計画上7.3haの3割で、約2haを農地の利用増減で出てくるとかするのですが、実際に3割と掲げておりますのは、市全体が3割以上集積しましょうという目標がありまして、それにより長期的な集積目標を3割とさせていただいております、この地域計画というのは当初決めたものを実情にあわせて新たな担い手が出てきたとか、今は現状維持だけでも、今後増やせる状況が生じた場合、随時変更して目標に近づけていくような流動的な性質を持っていますので、農地利用増減のところで3割相当分の集積面積は出てきておりませんが、目標として3割掲げさせていただいています。目標を変えながら、担い手の意向を把握しながら、目標の3割に近づけていこうとする計画です。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

10年後、3割で良いということですか。

○産業 もともと、町の方で「現状維持」という方針があったのですが、市としては市全体で3割以上、市の農地プランの基本構想の中で3割以上と掲げておりますので、最低の3割に満たないところについては3割を設定させていただいておりますのが実態です。ですから、池尻町も同じ状況です。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

「現状維持」のところについては、かなり集積目標とかけ離れているように思える。例えば、〇〇町の営農組合を発足する時には、担い手は対象農地の1年目は最低1割、1割ぐらひは貸し付けて作りなさいと指導されてきたはずなんです。その1割作らないと担い手に対する協力金を没収しますと、今年も含めて、そういう計画で出している担い手をくくって決めてきた経過があったと思うのですが、10年経っても3割で良いということとなると、1年で全体の3%の計画で良いのかなと思います。

例えば、最初の1年目は、全体のヘクタールのうちの1割を担い手に作らせてくださいということで、大島町はかなり厳しく担い手に指導してきました。2年目は、同じように1割増やして20パーセントしなさい、10年経ったら100パーセント、全ての担い手に渡す土地は無いですけども、担い手に貸してもいいよと出し手の全てが少なくとも担い手の方がほぼ100パーセント管理しますよねという形でお互い進めてきたわけですけども、この最終的な集積目標30パーセントということになると、大島町の場合、もっといい加減に指導しなくても、適当にしたら10年後の30パーセントの目標はいつでも行きそうな気がするんですが、こんなに甘い数字でいいのかなという気がします。

例えば、担い手が国や市から協力金を何百万円ともらっているはずなんですけども、協力金をもらっている担い手は、おそらく協力金をもらう目的でやっているのかなという気がします。これだけ甘い数字で集積目標が30

パーセントぐらいでいいよということになると、もっと厳しくやっていると、お金を出している意味がないと私は思います。

○産業 先ほどご指摘いただきました集積目標が低いということですが、計画当初は実情を踏まえた部分がございますので、ご指摘のように低い設定の部分があるのですが、今後本格的にやる段階において、それに合わせて集積目標をより上限に引き上げる思いがあるのですが、当初の部分につきましては地域の実情と農会を中心とした意向を踏まえて作っておりますので、当初はこれでスタートさせていただいて、実際に集積を進める中で、目標をさらに上に上げていけるような計画の見直しをさせてもらえたらと思います。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

「現状維持」のところを見させていただきましたが、集落営農組合へ9割集約とか7割集約とあり、例えば9割集約としているところが87パーセント、7割集約としているところが70パーセントとなっておりますが、集約するという事は担い手が作るということではないのですか。集約するだけで、実際に70パーセントなり、90パーセント稲作を作っていますという状況に持って行くのか、単に担い手が集約するだけで、実際には作っていない状況でも構わないのか。

○産業 基本的には、耕作をしていただく前提での集積率です。保全管理などは想定しておらず、作付けするという想定となります。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

営農組合のあるところについては理解しました。ただ、「現状維持」や「一部集約」のところは、なかなか届きにくいなという気がしますので、厳しい意見があるということをお願いしたい。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

先ほど、池尻町の地域計画案の21ページの地域内の農業を担う者一覧がありまして、現状が22.1ha、10年後が22.1haで稲継武さんのみ経営面積が変わっていますが、それ以外の方は面積の変更がありませんが、計画書の作り方として集積の30パーセントの数字は出てこないのか。

○産業 確かに、地域計画案21ページには担い手として稲継武氏や藤田哲夫氏のお二人の経営面積を足しても全体の3割には満たない状況ですが、今作成の計画案では3割満たないのですが、担い手の意向、新たな町外からの担い手の意向を踏まえながら、この計画を3割に近づけていこうという方

針で作っております。そして、3割にこだわるのは、集積率が全然進んでいないところにつきましては小野市全体で3割という集積目標がありますので、まずは3割を目指していただきたい方針で3割としております。

○議長　ほかに、ご意見等はございませんか。

○○○番　○○番○○委員

地域計画案を作成されておりますが、最終の地域計画は各農家へどのようにフィードバックされるのですか。

○産業　農会長様を通じまして、町にも同じ資料をお返りする予定ですが、町内でどのようにされるのか、町にお任せしております。そして、一方で公にする部分ですが、最終、市で地域計画書を決定するのですが、インターネット上で公表することとなっております。公表する際には固有名詞は全てアルファベット表記に置き換えることとなっております。一般的にはインターネット上で広報していく、地域単位では農会長さんなどを中心として、この情報を共有する形で回覧とか説明をしていき、市の産業創造課ではリクエストがあれば説明会で説明をさせていただきたいと考えております。

○○○番　○○番○○委員

鹿野町の地域計画案ですが、対象農地27.2ヘクタールとなっておりますが、鹿野町では24ヘクタールくらいかと思うのですが、鹿野町では字が鹿野町で他町の方が耕作している部分があり、この計画案は他町の方の耕作面積も計画に入っているのか。

○産業　区域ですが、底地が鹿野町であるもの、町外の方が耕作している前提で、エリア設定しています。

○議長　私から1件、地域計画を作成している町の見通しですが、3月末日までに68地区ありますが、どれだけつくる予定ですか。

○産業　現状を申し上げますと、3月末日までに全ての地区を完了させることは難しいと判断しており、7割ほど完了できる見通しであります。今日現在で過半数を超えるくらいです。いろいろ調整事項がございますが、今のスケジュールで行きますと、7割の集落しかできない状況であります。できないからと言って、作らなくてもよいのではなくて、近畿農政局や県とも会話をしておりますが、法廷上は3月末日までとあるのですが、間に合わない部分についても作りなさいと強く言われておまして、極力早く完成するように考えております。

○議長 地域計画が3月末日までにできなかつたところは、何かペナルティーなどあるのか。

○産業 今、一番気になるところは、各補助事業との紐づけになっている事業について、いろいろ影響があるかもしれないので注意が必要かと思います。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案第52号「小野市地域計画(案)に関する意見について」に関する審議は終了しました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項1から4を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 31ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和6年12月1日～令和6年12月31日)

令和7年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 加古川市〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 加古川市への3条申請

耕作証明につきましては合計4件、使用目的は、1件が他市への3条申請と残りが軽油免税の申請です。

続きまして、32ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年12月1日～令和6年12月31日)

令和7年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人 三木市〇〇〇〇〇〇 (株) 〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、譲渡人 神明町〇〇 〇〇 〇〇、  
物件の表示 所在地 神明町〇〇 地目田 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、住宅用地、所有権移転、令和6年12月27日受理、農地法施行令第5条第1項による届出は合計1件で、1筆、面積は〇〇㎡です。

続きまして、33ページをご覧ください。

#### 報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解除通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年12月1日～令和6年12月31日)

令和7年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 黍田町〇〇〇〇 〇〇 〇〇相続人 〇〇  
〇〇、借人 黍田町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 黍田町字〇  
〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡外1筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和6年12月10日、利用権、賃借権の合意解約です。合意解約については、合計8件、28筆、合計面積〇〇〇〇㎡です。

引き続きまして、35ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年12月1日～令和6年12月31日)

令和7年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

#### 番号1

届出者 譲受人(相続人) 三和町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人(被  
相続人) 三和町〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 三  
和町字〇〇〇〇〇〇 地目畑、面積〇〇㎡、摘要といたしまして、  
財産分与による所有権取得、令和6年12月2日受理、農地法第  
3条の3第1項の規定による届出は、合計4件、15筆、〇〇〇

m<sup>2</sup>でした。なお、今回一番最初に、財産分与による所有権取得とありますが、基本的に農地法第3条の3第1項の規定による届出は相続による所有権取得が圧倒的に多くて、たまに時効取得があるのですが、今回初めて財産分与による所有権取得となりました。以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。  
これをもちまして、第9回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年1月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員5番

議事録署名委員6番